

# 名古屋市公報

令和元年 5月15日

第 2号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
発行所 名古屋市役所  
電話 [052] 972-2246  
編集兼  
発行人 名古屋市総務局法制課長

目	次	ページ
告	示	
○ 名古屋市議会臨時会の招集について	(総務・総務課) (第1号)	3
○ 名古屋都市計画事業の認可	(緑土・緑地事業課) (第2号)	4
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課) (第3号)	5
○ 名古屋都市計画事業の認可	(緑土・緑地事業課) (第4号)	6
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課) (第5号)	7
○ 名古屋都市計画事業の認可	(緑土・緑地事業課) (第6号)	8
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課) (第7号)	9
○ 有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について	(緑土・東山総合公園管理課) (第8号)	10
○ 有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について	(緑土・東山総合公園管理課) (第9号)	12
○ 特定計量器定期検査の実施	(市経・消費流通課) (第10号)	14
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第11号)	16
○ 名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第12号)	18
○ 名古屋都市計画特別用途地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第13号)	19
○ 名古屋都市計画高度地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第14号)	20
○ 名古屋都市計画都市再生特別地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第15号)	21
○ 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第16号)	22
○ 名古屋都市計画風致地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第17号)	23
○ 名古屋都市計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第18号)	25
○ 名古屋都市計画道路の変更案の縦覧	(住都・街路計画課) (第19号)	26
○ 名古屋都市計画公園の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第20号)	30
○ 名古屋都市計画緑地の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第21号)	32
○ 名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧	(住都・都市計画課) (第22号)	34
○ 名古屋都市計画地区計画の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第23号)	36
○ 名古屋都市計画地区計画の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第24号)	37

## 教育委員会告示

○ 名古屋市生涯学習センター指定管理者の公募	(第1号)	38
------------------------	-------	----

---

公  
○ 土地改良区の役員の就退任の公告

告  
(緑土・都市農業課)

41

---

名古屋市告示第1号

名古屋市議会臨時会の招集について

次の事件につき、令和元年5月14日午前11時に、名古屋市議会臨時会を招集します。

令和元年5月7日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 市会議長の選挙
- 1 市会副議長の選挙
- 1 常任委員の選任
- 1 議会運営委員の選任
- 1 愛知県競馬組合議会議員の選挙
- 1 名古屋競輪組合議会議員の選挙
- 1 名古屋港管理組合議会議員の選挙
- 1 愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 1 令和元年度名古屋市・愛知県調整会議構成員の選挙
- 1 名古屋市市税条例及び名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 2号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和元年 5月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 2・2・1403号汐田公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

2・2・1403号汐田公園

名古屋市緑区鳴海町字上汐田地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

## 名古屋市告示第 3号

### 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

令和元年 5月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 2・2・1403号汐田公園

#### 2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

#### 3 縦覧期間

令和元年 5月 7日から令和 4年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

#### 4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 4号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和元年 5月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 4・4・19号大森公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

4・4・19号大森公園

名古屋市守山区翠松園一丁目及び喜多山二丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 5号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

令和元年 5月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 4・4・19号大森公園

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和元年 5月 7日から令和 4年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 6号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和元年 5月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 5・5・9号新海池公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

5・5・9号新海池公園

名古屋市緑区鹿山一丁目並びに鳴海町字赤塚及び字池上地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

## 名古屋市告示第 7号

### 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

令和元年 5月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 5・5・9号新海池公園

#### 2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

#### 3 縦覧期間

令和元年 5月 7日から令和 4年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

#### 4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 8号

有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき、告示します。

令和元年 5月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 委託した有料公園施設の使用料
  - 動植物園（東山公園）の使用料
  - 展望塔（東山公園）の使用料
  - 正門前駐車場（東山公園）の使用料
  - 北園門前駐車場（東山公園）の使用料
  - 植物園東駐車場（東山公園）の使用料
  - 上池駐車場（東山公園）の使用料
  - 星が丘駐車場（東山公園）の使用料
  - 動物園西駐車場（東山公園）の使用料
  - 緑橋下駐車場（東山公園）の使用料
  - 展望塔前駐車場（東山公園）の使用料
  - 緑橋南駐車場（東山公園）の使用料
  - 植田山駐車場（東山公園）の使用料
  
- 2 委託した相手方
  - 名古屋市千種区田代町字瓶杵 1番の62
  - 公益財団法人 東山公園協会
  - 理事長 村上 芳樹

### 3 委託期間

平成31年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 9号

有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和元年 5月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 委託した有料公園施設の使用料  
動植物園（東山公園）の使用料  
展望塔（東山公園）の使用料

- 2 委託した相手方

東京都品川区東品川二丁目 3番11号

株式会社 J T B

代表取締役社長 高橋 広行

東京都品川区大崎一丁目11番 2号

株式会社ローソンエンタテインメント

代表取締役社長 渡辺 章仁

東京都千代田区二番町 8番地 8

株式会社セブンドリーム・ドットコム

代表取締役 松田 良二

名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号

名鉄観光サービス株式会社  
代表取締役社長 大西 哲郎

3 委託期間

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

## 名古屋市告示第10号

### 特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和元年5月8日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 定期検査を行う区域 港区

#### 2 対象となる特定計量器

計量法第19条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が300キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量300キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量300キログラム未満のものは除きます。

#### 3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
7月22日（月）	東港中学校（正門：特別活動室）
7月23日（火）	大手小学校（西門：特別活動室）
7月25日（木）	福春小学校（正門：特別活動室）
7月29日（月）	神宮寺小学校（東通用門：特別活動室）
7月30日（火）	小碓小学校（南東門：特別活動室）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

## 名古屋市告示第11号

### 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例第18条の4第2項（昭和34年名古屋市条例第15号）の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により、告示します。

令和元年 5月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 プール（日光川公園）

- (1) 令和元年 7月13日から同月19日までの供用時間について「午前10時から午後 5時30分まで」を「午前 9時から午後 6時まで」に変更します。
- (2) 令和元年 7月20日から同年 8月31日までの供用時間について「午前 9時30分から午後 6時まで」を「午前 9時から午後 6時まで」に変更します。
- (3) 令和元年 9月 1日の供用時間について「午前10時から午後 5時30分まで」を「午前 9時から午後 6時まで」に変更します。
- (4) 令和元年 9月 7日及び同月 8日を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9時から午後 5時30分まで」とします。

#### 2 駐車場（日光川公園）

- (1) 令和元年 7月13日から同月19日までの供用時間について「午前 9時30分から午後 6時まで」を「午前 8時30分から午後 6時30分まで」に変更します。
- (2) 令和元年 7月20日から同年 8月31日までの供用時間について「午前 9時から午後 6時30分まで」を「午前 8時30分から午後 6時30分まで」に変更します。

- (3) 令和元年 9月 1日の供用時間について「午前 9時30分から午後 6時まで」を「午前 8時30分から午後 6時30分まで」に変更します。
- (4) 令和元年 9月 7日及び同月 8日を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 8時30分から午後 6時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

## 名古屋市告示第12号

### 名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画用途地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

#### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

##### (1) 縦覧期間

令和元年 5月10日から同月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

##### (2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

##### (3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

## 名古屋市告示第13号

### 名古屋都市計画特別用途地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画特別用途地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 都市計画の種類

名古屋都市計画特別用途地区

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

#### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

##### (1) 縦覧期間

令和元年 5月10日から同月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

##### (2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

##### (3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

## 名古屋市告示第14号

### 名古屋都市計画高度地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画高度地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度地区

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

#### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

##### (1) 縦覧期間

令和元年 5月10日から同月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

##### (2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

##### (3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

## 名古屋市告示第15号

### 名古屋都市計画都市再生特別地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画都市再生特別地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 都市計画の種類

名古屋都市計画都市再生特別地区

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

#### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

##### (1) 縦覧期間

令和元年 5月10日から同月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

##### (2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

##### (3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

## 名古屋市告示第16号

### 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 都市計画の種類

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

#### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

##### (1) 縦覧期間

令和元年 5月10日から同月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

##### (2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

##### (3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

## 名古屋市告示第17号

### 名古屋都市計画風致地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画風致地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間終了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 都市計画の種類

名古屋都市計画風致地区

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

小幡風致地区 名古屋市守山区青葉台、大字牛牧字中山、字長根及び字ハナレ松、大森二丁目、大森北一丁目、大森北二丁目、大森八龍一丁目、大森八龍二丁目、大字小幡字北屋敷及び字北山、小幡北、大字川字東山、喜多山二丁目、大字吉根字太鼓ヶ根、字仲田、字長廻間及び字階子田、吉根南、御膳洞、翠松園一丁目、翠松園二丁目、翠松園三丁目、鼓が丘一丁目、弁天が丘並びに竜泉寺二丁目

#### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

##### (1) 縦覧期間

令和元年 5月10日から同月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

##### (2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

## 名古屋市告示第18号

### 名古屋都市計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画特別緑地保全地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間終了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 都市計画の種類

名古屋都市計画特別緑地保全地区

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

成海神社特別緑地保全地区 名古屋市緑区鳴海町字乙子山及び字森下

#### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

##### (1) 縦覧期間

令和元年 5月10日から同月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

##### (2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

##### (3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

## 名古屋市告示第19号

### 名古屋都市計画道路の変更案の縦覧

名古屋都市計画道路を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
3・2・3号 名古屋環状線	名古屋市港区 築地町	名古屋市港区 大江町	名古屋市中川区 昭和橋通 3丁目 名古屋市北区 志賀南通 1丁目 名古屋市南区 桜台一丁目
3・5・8号 枇杷島野田町線	名古屋市西区 枇杷島二丁目	名古屋市中村区 横前町	名古屋市中村区 稲葉地本通 1丁目

3・4・10号 中郷十一屋線	名古屋市中川区 中郷二丁目	名古屋市港区 潮風町	名古屋市港区 当知一丁目
3・3・14号 椿町線	名古屋市中村区 亀島一丁目	名古屋市中川区 運河町	名古屋市中村区 椿町
3・1・20号 伏見町線	名古屋市西区 枇杷島町字柳場	名古屋市緑区 鳴海町字天白川内	名古屋市中区 三の丸一丁目 名古屋市熱田区 伝馬一丁目
3・5・26号 堀越枇杷島線	名古屋市西区 上堀越町 4丁目	名古屋市西区 枇杷島四丁目	名古屋市西区 枇杷島五丁目
3・5・32号 上名古屋線	名古屋市西区 又穂町 3丁目	名古屋市西区 城西三丁目	名古屋市西区 秩父通 1丁目
3・4・37号 潮風線	名古屋市港区 一洲町	名古屋市港区 空見町	名古屋市港区 汐止町
3・5・45号 光音寺内田橋線	名古屋市北区 中切町 6丁目	名古屋市瑞穂区 新開町	名古屋市中区 栄四丁目 名古屋市昭和区 高辻町
3・4・51号 味鋤線	名古屋市北区 楠二丁目	名古屋市北区 西味鋤三丁目	—
3・5・52号 杉村老松線	名古屋市北区 安井三丁目	名古屋市中区 新栄一丁目	名古屋市東区 白壁五丁目
3・4・61号 鳥羽見線	名古屋市守山区 鳥神町	名古屋市守山区 金屋一丁目	名古屋市守山区 新守町
3・3・81号 高針大高線	名古屋市名東区 牧の原二丁目	名古屋市緑区 大高町字杵前	名古屋市天白区 野並三丁目 名古屋市緑区 鳴海町字中汐田

3・4・87号 古鳴海停車場線	名古屋市緑区 古鳴海一丁目	名古屋市緑区 鳴海町字上汐田	名古屋市緑区 鳴海町字矢切
3・4・88号 鳴子団地大高線	名古屋市天白区 相川一丁目	名古屋市緑区 大高町字砦前	名古屋市緑区 鳴海町字宿地
3・4・97号 中小田井味錠線	名古屋市西区 中小田井二丁目	名古屋市西区 宝地町	名古屋市西区 八筋町
3・5・106号 北押切堀端線	名古屋市西区 花の木二丁目	名古屋市西区 城西三丁目	—
3・4・108号 守山本通線	名古屋市東区 矢田東	名古屋市守山区 大森五丁目	名古屋市守山区 大森二丁目
3・5・131号 駅西線	名古屋市中村区 太閤二丁目	名古屋市中村区 長戸井町 2丁目	—
3・4・147号 烏森町線	名古屋市中村区 野上町	名古屋市中村区 牛田通 4丁目	名古屋市中村区 並木二丁目
3・5・167号 枯木上旭出線	名古屋市緑区 鳴海町字枯木	名古屋市緑区 作の山町	名古屋市緑区 鳴海町字乙子山
3・3・170号 星崎鳴海線	名古屋市港区 船見町	名古屋市緑区 相原二丁目	名古屋市南区 星崎二丁目
3・4・212号 味錠西線	名古屋市北区 西味錠二丁目	名古屋市北区 楠味錠三丁目	名古屋市北区 中味錠三丁目

### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

#### (1) 縦覧期間

令和元年 5月10日から同月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

#### (2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

#### (3) 縦覧場所

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

## 名古屋市告示第20号

### 名古屋都市計画公園の変更案の縦覧

名古屋都市計画公園を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 都市計画の種類

名古屋都市計画公園

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

3・ 3・ 19号 小幡稲荷公園 名古屋市守山区小幡中三丁目

3・ 3・ 74号 多加良浦公園 名古屋市港区多加良浦町 4丁目

3・ 3・ 75号 桶狭間公園 名古屋市緑区桶狭間神明

4・ 4・ 17号 船頭場公園 名古屋市港区小賀須一丁目、小賀須四丁目、  
船頭場四丁目及び船頭場五丁目

4・ 4・ 18号 雨池公園 名古屋市守山区御膳洞

4・ 4・ 21号 細根公園 名古屋市緑区鳴海町字姥子山及び字細根

#### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

##### (1) 縦覧期間

令和元年 5月10日から同月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

##### (2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

## 名古屋市告示第21号

### 名古屋都市計画緑地の変更案の縦覧

名古屋都市計画緑地を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 都市計画の種類

名古屋都市計画緑地

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

第1号 戸田川緑地 名古屋市中川区富田町大字包里字内野、字西亥寅新田、字西川、字東亥寅新田及び字前並、大字供米田字大縄北切、字大縄南切、字河原、字外河田及び字辰新田、大字戸田字川菰、字大日川田、字東南穴田、字古川埋田、字古川新田及び字北東穴田、大字富永字大儘外、富永一丁目並びに水里一丁目

名古屋市港区南陽町大字福田字大儘、字西蟹田及び字春田野、大字西福田字石新田一、字石新田二、字川仲及び字猿島、西蟹田、西福田一丁目、春田野一丁目並びに春田野二丁目

第4号 洗堰緑地 名古屋市北区楠町大字味鉦字落合、大字大蒲新田字三角、大字喜惣治新田字三番割、字四番割、字五番割、字六番割、字七番割及び字中島、大字如意字新堀、中切町字犬山、字塚坪、字西裏及び字初坪並びに福德町

字戸太夫割、字長直、字七合、字八反田、字水落、字溝向及び字寄町

名古屋市西区稲生町字杵先、山田町大字大野木字洗堰、字市場屋敷、字薄山、字起返り、字橋内屋敷、字郷前、字下前、字下屋敷、字外新田、字長田、字西新川、字野田、字野畑、字東新川、字瓢箪、字比良脇及び字山下、大字上小田井字坂井戸、字天王下、字野方及び字東古川並びに大字比良字石原、字北出口、字城屋敷、字天神下、字野市場、字東出口、字前阪及び字間ノ池

### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

#### (1) 縦覧期間

令和元年 5月10日から同月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

#### (2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

#### (3) 縦覧場所

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）  
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

## 名古屋市告示第22号

### 名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 大高瀬木南地区計画

#### 2 都市計画を定める土地の区域

名古屋市緑区大高町字洞之腰、字柿木峡、字南休、字銭瓶谷、字下西峡及び字北炭焼並びに南大高四丁目の各一部

#### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

##### (1) 縦覧期間

令和元年 5月10日から同月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

##### (2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

##### (3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

## 名古屋市告示第23号

### 名古屋都市計画地区計画の変更案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 太閤地区計画

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市中村区太閤一丁目及び太閤三丁目の各一部

#### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

##### (1) 縦覧期間

令和元年 5月10日から同月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

##### (2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

##### (3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

## 名古屋市告示第24号

### 名古屋都市計画地区計画の変更案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 都市計画の種類

名古屋都市計画地区計画 打越地区計画

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市千種区星ヶ丘 2丁目の一部

#### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

##### (1) 縦覧期間

令和元年 5月10日から同月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

##### (2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

##### (3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

## 名古屋市教育委員会告示第1号

### 名古屋市生涯学習センター指定管理者の公募

名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号）第13条の規定により、名古屋市千種生涯学習センター、名古屋市東生涯学習センター、名古屋市北生涯学習センター、名古屋市西生涯学習センター、名古屋市中生涯学習センター、名古屋市昭和生涯学習センター、名古屋市瑞穂生涯学習センター及び名古屋市守山生涯学習センターの指定管理者を次のとおり募集します。

令和元年5月9日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

#### 1 施設名及び所在地

施設名	所在地
名古屋市千種生涯学習センター	名古屋市千種区振甫町3丁目34番地
名古屋市東生涯学習センター	名古屋市東区葵一丁目3番21号
名古屋市北生涯学習センター	名古屋市北区黒川本通2丁目16番地の3
名古屋市西生涯学習センター	名古屋市西区浄心一丁目1番45号
名古屋市中生涯学習センター	名古屋市中区橘一丁目7番11号
名古屋市昭和生涯学習センター	名古屋市昭和区石仏町1丁目48番地
名古屋市瑞穂生涯学習センター	名古屋市瑞穂区惣作町2丁目27番地の3
名古屋市守山生涯学習センター	名古屋市守山区守山三丁目2番6号

#### 2 業務の範囲

##### (1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 運営業務に関すること
- イ 使用許可に関すること

- ウ 施設の利用料金に関すること
  - エ 広告業務に関すること
  - オ 施設管理に関すること
  - カ 緊急時対応に関すること
  - キ 利用者満足度調査及び管理運営の自己評価に関すること
  - ク 事業計画書、事業報告書、収支予算書及び収支決算書等の提出に関すること
  - ケ 指定管理者の引継ぎに関すること
  - コ その他委員会の定める業務に関すること
- (3) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務
- ア 基本の休館日及び基本の開館時間外の施設の供用
  - イ 教室等の実施
  - ウ 物販事業
  - エ その他指定管理者の提案により実施する事業

### 3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

### 4 公募に関する書類の配布方法等

#### (1) 募集要項等の配布方法

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすること。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000116634.html>

#### (2) 申請書類の提出先及び問合せ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課生涯学習係

〒460-0015 名古屋市中区大井町7番25号（イーブルなごや内）

電話番号 052-321-1571 ファクシミリ番号 052-321-1574

電子メールアドレス a3211571@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

#### (3) 申請書類の受付

##### ア 受付方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）。ただし、申請書類を提出する場

合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約方法

令和元年7月11日（木曜日）午前9時から7月12日（金曜日）午後5時までに、電子メールで申し込んでください。

ウ 提出期間

令和元年7月25日（木曜日）から7月26日（金曜日）までの午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、予約時に教育委員会が指定した日時に提出してください。ただし、郵送の場合は指定日必着です。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

## 土地改良区の役員の就退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出がありました。

令和元年 5月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

### 1 藤高土地改良区

#### (1) 退任役員

理事	高羽	作一	名古屋市港区七島二丁目 213番地の 1
理事	服部	春雄	名古屋市港区藤高一丁目 147番地
理事	高取	由正	名古屋市港区藤高一丁目61番地
理事	高取	静夫	名古屋市港区藤高一丁目63番地
理事	早川	信子	名古屋市港区藤高二丁目 140番地
理事	竹内	勉	名古屋市港区藤高三丁目64番地
理事	加藤	和政	名古屋市港区七島一丁目47番地
理事	早川	英志	名古屋市名東区八前二丁目1110番地 ロイヤルマンションよもぎ台 201号
理事	阿部	誠	名古屋市港区藤前五丁目1009番地
理事	山田	ひさ子	名古屋市港区川園二丁目94番地
監事	木村	美之	名古屋市港区西茶屋四丁目 149番地の 1
監事	阿部	由成	名古屋市港区藤前五丁目1022番地
監事	近藤	松一	名古屋市港区大西三丁目 6番地

#### (2) 就任役員

理事	高羽	作一	名古屋市港区七島二丁目 213番地の 1
理事	加藤	和政	名古屋市港区七島一丁目47番地
理事	高羽	幹夫	名古屋市港区藤高一丁目49番地

理事	安井	實	名古屋市港区藤高一丁目 125番地
理事	西川	正秀	名古屋市港区藤高五丁目64番地
理事	吉田	正春	名古屋市港区藤高五丁目 108番地
理事	安井	俊枝	名古屋市港区藤高一丁目 117番地
理事	大西	智恵	名古屋市港区東茶屋四丁目 182番地の 1
理事	佐野	京一	名古屋市港区藤前一丁目 109番地
理事	山田	孝司	名古屋市港区秋葉二丁目93番地
監事	木村	美之	名古屋市港区西茶屋四丁目 149番地の 1
監事	伊藤	利治	名古屋市港区藤前一丁目 112番地
監事	酒井	正義	名古屋市港区西茶屋四丁目 159番地

## 2 茶屋後土地改良区

### (1) 退任役員

理事	吉田	修一	名古屋市港区新茶屋四丁目 517番地
理事	吉田	裕一	名古屋市港区新茶屋四丁目2501番地
理事	安井	博泰	名古屋市港区新茶屋三丁目 104番地
理事	吉田	秀春	名古屋市港区新茶屋五丁目2701番地
監事	若松	良秋	名古屋市港区新茶屋五丁目 605番地

### (2) 就任役員

理事	吉田	修一	名古屋市港区新茶屋四丁目 517番地
理事	若松	久司	名古屋市港区新茶屋四丁目1722番地の 2
理事	安井	孝行	名古屋市港区新茶屋二丁目 503番地
理事	山田	通	名古屋市港区新茶屋五丁目 702番地
監事	吉田	博	名古屋市港区新茶屋五丁目2615番地

## 3 協和土地改良区

### (1) 退任役員

理事	佐藤	勇夫	愛知県海部郡蟹江町舟入四丁目 110番地
理事	服部	勇夫	名古屋市港区福前一丁目 203番地

理事	鈴木	文雄	名古屋市港区六軒家 811番地
理事	黒川	芳次	名古屋市港区畑中一丁目1213番地
理事	黒川	信彦	名古屋市港区畑中一丁目1402番地
理事	井上	寛	愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目 610番地
監事	見田	徳光	名古屋市港区六軒家 812番地
監事	佐藤	茂	愛知県海部郡蟹江町舟入四丁目 137番地

## (2) 就任役員

理事	佐藤	勇夫	愛知県海部郡蟹江町舟入四丁目 110番地
理事	服部	勇夫	名古屋市港区福前一丁目 203番地
理事	鈴木	文雄	名古屋市港区六軒家 811番地
理事	黒川	芳次	名古屋市港区畑中一丁目1213番地
理事	黒川	信彦	名古屋市港区畑中一丁目1402番地
理事	井上	寛	愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目 610番地
理事	市野	利和	名古屋市港区福屋二丁目53番地
監事	見田	徳光	名古屋市港区六軒家 812番地
監事	佐藤	茂	愛知県海部郡蟹江町舟入四丁目 137番地

## 4 海東土地改良区

### (1) 退任役員

理事	佐藤	信男	名古屋市港区西福田五丁目 704番地
理事	吉田	キヨ子	名古屋市港区西福田一丁目1404番地
監事	平野	和義	名古屋市港区西福田四丁目 613番地
監事	岩田	千明	名古屋市港区西福田三丁目 605番地

### (2) 就任役員

理事	松岡	克巳	名古屋市港区西福田五丁目 410番地
理事	吉田	よう子	名古屋市港区西福田一丁目1213番地
監事	伊藤	敏弘	名古屋市港区西福田二丁目 611番地
監事	平野	得益	名古屋市港区西福田四丁目 605番地

名古屋市緑政土木局都市農業課